

長野県乗鞍レクリエーションセンター規則を廃止する規則をここに公布します。

平成16年 3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第14号

長野県乗鞍レクリエーションセンター規則を廃止する規則

長野県乗鞍レクリエーションセンター規則（昭和55年長野県規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

産業振興課

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年 3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第15号

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中

(イ) 三次元モデルの解析による場合	〃	22,000（解析条件を変更して行う場合にあつては、変更後について11,000）	を
(イ) 三次元モデルの解析による場合 a 大変形の解析による場合	〃	44,000（解析条件を変更して行う場合にあつては、変更後について22,000）	に、
b a以外の場合	〃	22,000（解析条件を変更して行う場合にあつては、変更後について11,000）	
(7) 倍率3万倍未満 (イ) 倍率3万倍以上	〃 〃	2,400 6,700	を
(7) 表面形状観察による場合 a 倍率3万倍未満 b 倍率3万倍以上 (イ) 走査透過像観察による場合 (ウ) エネルギー分散定性分析による場合 (エ) エネルギー分散面分析による場合	〃 〃 〃 〃 〃	2,400 6,700 15,000 6,600 13,000	に、

「	オ 誘電体損失試験	〃	800	を
	カ 耐電圧試験	〃	800	
	キ ハンダ試験	〃	1,100	
	ク 高周波特性試験	〃	1,100	
」				
「	オ TDRインピーダンス試験	〃	3,500	に、「ケ その他」を「コ その他」に改め、同表の食品の項中
	カ 誘電体損失試験	〃	800	
	キ 耐電圧試験	〃	800	
	ク ハンダ試験	〃	1,100	
	ケ 高周波特性試験	〃	1,100	
」				
「	(5) その他の試験	〃	13,000円以上 16,000円以下の 範囲内で知事が 定める額	を
」				
「	(5) フリーラジカル試験	〃	12,000	に改め、同表の化学等の項中
	(6) その他の試験	〃	11,000円以上 16,000円以下の 範囲内で知事が 定める額	
」				
「	イ 走査振動電極法による場合	〃	10,000	を
」				
「	イ 走査振動電極法による場合	〃	10,000	に改める。
	6 生体計測試験			
	(1) 脳波計測	〃	2,400	
	(2) 血圧測定	〃	2,100	
	(3) 血流測定	〃	1,800	
	(4) 心電図測定	〃	1,900	
	(5) 呼吸代謝測定			
	ア トレッドミルを使用する場合	〃	3,200	
	イ トレッドミルを使用しない場合	〃	3,000	
	(6) 筋電図測定	〃	1,900	
	(7) 関節角度測定	〃	1,600	
	(8) 体圧分布測定	〃	2,000	
	(9) 音質評価試験	〃	2,500	
」				

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

産業技術課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

## 長野県規則第16号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則（昭和39年長野県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「種類」を「種類等」に改め、同条中「第2条」を「第2条本文」に改め、同条に次の2項を加える。

2 条例第2条ただし書に規定する知事が定める使用料等は、別表の2の(1)に掲げる手数料（長野県証明事務手数料徴収条例（昭和32年長野県条例第24号）の別表の2に掲げる手数料に限る。）及び別表の2の(3)に掲げる手数料とする。

3 条例第2条ただし書に規定する知事が適当と認める場合は、前項に定める手数料について当該手数料の納入義務者から現金を直接収納する場合とする。

別表の1の(3)を削り、同表の2の(1)中「(昭和32年長野県条例第24号)」を削り、同2の(10)中「長野県衛生公害研究所試験検査手数料条例」を「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」に改める。

様式第5号の第1片中

「  
収入証紙売渡請求書(収入証紙代金納付書)  
」を  
「  
収入証紙売渡請求書(収入証紙代金納付書)  
」年月日  
」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、様式第5号の改正規定は公布の日から施行する。

会 計 課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

### 長野県規則第17号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第64条第1項第1号中「10万円以上の」を「、10万円以上のもの及び単価契約による」に改める。

第215条中「新たに取得し、又は管理する」を「出納長等又は物品取扱員(以下「物品出納員」という。)の保管に属する」に、「処分し、又は管理を」を「物品出納員の保管から」に改める。

第216条第1項中「出納長等又は物品取扱員(以下「物品出納員」という。)」を「物品出納員」に改め、同項第1号中「備品管理票(様式第23号)」を「備品出納通知書(様式第221号の2)」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 第214条第2項に規定する物品 別に定める帳票

第216条第2項中「受入」を「受入れ」に、「寄付受納決議書」を「物品寄付受納決議書」に改める。

第217条第1項第1号中「備品管理票(様式第23号)」を「備品出納記録簿(様式第58号の2)」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第214条第2項に規定する物品 別に定める帳票

第217条第2項中「寄付受納決議書」を「物品寄付受納決議書」に改める。

第218条の2の次に次の1条を加える。

(備品原簿の作成)

第218条の3 財産管理者は、備品を取得したときは、備品原簿(様式第26号)を作成しなければならない。

第219条中「寄付申出書」を「寄付申出書等」に改める。

第220条第1項を次のように改める。

部長等は、物品の引継ぎをしようとするときは、別に定める場合を除き、物品引継決議書(様式第227号)により決定しなければならない。

第220条第2項中「前項の規定による」を「物品の」に、「物品引継書に備品管理票その他」を「備品原簿又は物品引継書に」に改める。

第222条の次に次の1条を加える。

(備品の表示)

第222条の2 物品出納員は、備品に、当該備品の品名及び取得年月日等を備品表示票(様式第228号の2)により表示しなければ

ならない。

第223条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、備品にあつては、備品使用者指定簿(様式第27号)に記録するとともに関係帳票を整理しなければならない。

第223条第2項中「上席の」を「当該物品を主として使用する」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 財産管理者は、第1項の規定により指定されて物品を使用する職員(備品を使用する職員に限る。)を変更しようとするときは、備品使用者変更決議書(様式第228号の3)により決定しなければならない。この場合においては、備品使用者指定簿に記録するとともに関係帳票を整理しなければならない。

第224条の見出しを「(備品の修繕等)」に改め、同条中「修理」を「修繕」に、「すみやかに、備品管理票」を「速やかに、備品原簿」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

財産管理者は、備品を修繕したときは、備品修繕記録簿(様式第28号の2)に記録しなければならない。ただし、軽微な修繕であると認められるときは、この限りでない。

第226条第1項中「すみやかに、備品管理票」を「速やかに、備品原簿」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「の検印を受けて、」を「に報告するとともに」に改める。

第227条第1項中「物品分類替票」を「物品分類替決議書」に改め、同条第2項中「物品分類替票」を「備品出納通知書等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該その他の物品が備品以外のものである場合にあつては、物品分類替決議書を回付することにより当該通知に代えることができる。

第228条第1項前段中「物品所管換票」を「物品所管換決議書」に改め、同項後段を削り、同条第2項前段中「物品に」を「物品及び当該物品が備品以外のものである場合にあつては」に改め、「添えて、これを」を削り、同項後段を削る。

第234条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 財産管理者は、備品を貸し付けたとき、又は貸し付けた備品の返還を受けたときは、物品貸付等記録簿(様式第28号の3)に記録しなければならない。

第235条第1項中「(課の長である財産管理者を除く。)」を削り、「遊休物品報告書」を「遊休物品として、遊休物品登録決議書」に、「を総務部長に提出し、当該物品の処置について指示を受けなければ」を「により登録しなければ」に改め、同条第2項を削

る。

第236条を次のように改める。

(美術品等の特例)

第236条 物品のうち、美術品及び図書館等の図書の管理に関しては、この款の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第237条第1項中「(課の長である財産管理者を除く。)」を削り、「第235条第2項の規定により売払い若しくは廃棄の処分を受けた」を「使用する必要のない」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第241条第1項中「物品譲与(譲渡)決議書(様式第237号)」を「物品譲与決議書(様式第240号)、物品減額譲渡決議書(様式第241号)又は物品処分決議書(様式第236号)」に改め、同条第2項中「、第235条第2項の規定による指示に基づいて譲与又は譲渡する場合を除き」を削る。

第242条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「つど、備品管理票」を「都度、備品原簿」に、「重要物品異動報告書(様式第240号)」を「当該異動があった旨」に、「提出」を「報告」に改め、同条に次の2項を加える。

2 総務部長は、前項の異動があった旨の報告を受けたときは、速やかに、重要物品台帳(様式第2号)を整理するとともに、当該異動があった旨を出納長に通知しなければならない。

3 出納長は、毎年度中の重要物品の増減について、重要物品整理簿(様式第38号)を作成しなければならない。

第243条及び第244条を次のように改める。

(備品集計表の作成)

第243条 財産管理者は、毎年3月31日現在においてその所管に属する備品の数量について、備品集計表(様式第29号の2)を作成しなければならない。

第244条 削除

別表第2の1の(4)のエ及びオを削り、同カを同エとし、同キを同オとし、同オの次に次のように加える。

カ 備品原簿(様式第26号)

キ 備品使用者指定簿(様式第27号)

別表第2の1の(4)のコを同スとし、同スの前に次のように加える。

シ 備品集計表(様式第29号の2)

別表第2の1の(4)のケを同サとし、同クの次に次のように加える。

ケ 備品修繕記録簿(様式第28号の2)

コ 物品貸付等記録簿(様式第28号の3)

別表第2の1の(5)のカ中「重要物品記録簿」を「重要物品整理簿」に改め、同(8)のアを次のように改める。

ア 備品出納記録簿(様式第58号の2)

別表第2の1の(8)のイを削り、同ウを同イとし、同エを同ウとし、同オを同エとし、同2の(7)のイの(ト)中「重要物品異動通知書」を「物品減額譲渡決議書」に改め、同(ト)を同(ス)とし、同(フ)中「重要物品異動報告書」を「物品譲与決議書」に改め、同(フ)を同(ニ)とし、同(ツ)を同(ナ)とし、同(チ)を同(ト)とし、同(タ)中「物品交換(譲与、譲渡)決議書」を「物品交換決議書」に改め、同(タ)を同(フ)とし、同(ツ)中「物品不用決定決議書」を「物品不用決定(処分)決議書」に改め、同(ツ)を同(ツ)とし、同(セ)中「遊休物品報告書」を「遊休物品登録決議書」に改め、同(セ)を同(フ)とし、同(ス)を

同(タ)とし、同(ツ)を同(フ)とし、同(チ)を同(セ)とし、同(コ)を削り、同(ケ)中「物品所管換票」を「物品所管換決議書」に改め、同(ケ)を同(ス)とし、同(ケ)中「物品分類替票」を「物品分類替決議書」に改め、同(ケ)を同(ツ)とし、同(ツ)の前に次のように加える。

(ク) 備品表示票(様式第228号の2)

(ケ) 備品使用者変更決議書(様式第228号の3)

別表第2の2の(7)のイの(キ)を同(ケ)とし、同(ケ)の前に次のように加える。

(ク) 物品引継決議書(様式第227号)

別表第2の2の(7)のイの(カ)を同(キ)とし、同(カ)を同(カ)とし、同(エ)を同(カ)とし、同(ウ)を同(エ)とし、同(イ)を同(ウ)とし、同(フ)を同(イ)とし、同(イ)の前に次のように加える。

(ク) 備品出納通知書(様式第221号の2)

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号)(第242条関係)

重要物品台帳

整理番号		数量		起票年月日	
大分類	中分類		小分類		
品目					
名称					
規格					
型式又は年式					
登録番号又は製造番号					
取得年月日					
取得価格					
供給者住所					
供給者氏名					
備考					

内 訳	

出納年月日	摘要	所管名	備考



(様式第27号) (第223条関係)

備品使用者指定簿

整理番号		名称	
------	--	----	--

指定年月日	備品使用者	所管名


様式第28号の次に次の2様式を加える。

(様式第28号の2) (第224条関係)

備品修繕記録簿

整理番号		名称	
------	--	----	--

修繕年月日	修繕内容	業者名 金額	備考


(様式第28号の3)(第234条関係)

## 物品貸付等記録簿

整理番号		名称	
------	--	----	--

種別 貸付等年月日 返還予定日 返還年月日	貸付料 貸付け等の条件	借受人住所(受託者住所) 借受人氏名(受託者氏名)	備考 (使用目的等)

(備考) この様式により難しいものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

様式第29号の次に次の様式を加える。

(様式第29号の2)(第243条関係)

備品集計表

年度

集計範囲

中分類	前年度末現在高	当年度増減			当年度末現在高
		増	減	差引	
小分類					
合計					

様式第38号を次のように改める。

(様式第38号)(第242条関係)

重要物品整理簿

年度

区分	前年度末現在高	年度中増減	年度末現在高
合計			

様式第58号の次に次の様式を加える。

(様式第58号の2)(第217条関係)

備品出納記録簿

整理番号		名称	
------	--	----	--

出納年月日	摘要	出納区分	交付・返納	専用・共用

様式第90号の備考の1の(2)を次のように改める。

- (2) 納入場所は、長野県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関です。具体的には次のとおりです。  
(金融機関の店舗名を記載すること。)